

(様式 3 公表の表紙)

つくば市文化芸術推進基本計画(案)の
パブリックコメント手続の実施について

平成 30 年 12 月
つくば市 市民部文化芸術課

案件名	つくば市文化芸術推進基本計画(案)
募集期間	平成30年12月25日～平成31年1月15日
担当課	市民部文化芸術課
問合せ	TEL029-883-1111 (内線)2561・2562

■ 意見募集の趣旨

「つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針」は、つくば市文化芸術振興基本条例にのっとり、つくば市の文化芸術施策の基本的方向や施策を定めたものです。この方針は平成19年に策定され、平成25年に内容の見直しを行い、5年が経過しています。

これを改めて評価し、国の動向とつくば市の状況を踏まえ、より計画的かつ総合的に施策を推進するため、「つくば市文化芸術振興基本計画」を新たに策定します。

つきましては、計画案を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば市文化芸術推進基本計画(案)
- ・つくば市文化芸術推進基本計画(案)の背景・経緯等
- ・つくば市文化芸術推進基本計画(案)施策体系(概要)

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・文化芸術課(2階)
 - ・各窓口センター
 - ・各地域交流センター
 ※施設閉庁日を除く
- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市市民部文化芸術課
- ファクシミリ 029-868-7546
- 電子メール ctz030@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市文化芸術推進基本計画の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成31年3月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、文化芸術課、
 情報コーナー(庁舎1階)、
 各窓口センター、各地域交流センター

つくば市文化芸術推進基本計画

- つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針 -

平成 31 年 月

つくば市



目 次

I 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 国の動向	2
3. 茨城県の動向	2
4. 計画の概要	3
II 文化芸術推進の現状と課題	4
III 文化芸術推進の基本的方向	8
1. 基本理念「アートで編む」	8
2. 基本的方向	9
IV 文化芸術推進の基本施策	10
1. 文化芸術を創造するまち「つくば」	11
2. 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	13
3. 新しい文化を創出するまち「つくば」	14
4. 自然が感性を培うまち「つくば」	15
5. 文化芸術を実践するまち「つくば」	15
V 実現に向けた推進体制	17
1. 推進体制	17
2. 計画の指標	18
資料編	19
1. つくば市文化芸術振興基本条例	19
2. つくば市文化芸術振興審議会	21



I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

つくば市は、万葉集にうたわれている関東の名峰「筑波山」をはじめとする日本ジオパークの認定を受けた豊かな自然と、教育・研究機関が集積する「筑波研究学園都市」を有する、自然と科学が調和したまちです。文化芸術に関心を寄せる市民も多く、質が高く多様性に富んだ文化芸術活動、イベントが行われています。

文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものです。また、人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉・教育・観光・まちづくり・国際交流・産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出し、社会に新しい風を起こすきっかけとなることができます。

我が国においては、平成 29 年 6 月に「文化芸術基本法」が大幅に改正され、平成 30 年 3 月には「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」が閣議決定されました。文化芸術の固有の意義と本質的価値を尊重するとともに、その振興のみにとどまらず、文化芸術がもつ社会的・経済的影響と価値を明確にし、活用することで、文化芸術の一層の継承、発展及び創造につなげることを目指しています。

つくば市においては、文化芸術の総合的かつ計画的な振興を図るため、平成 16 年 10 月に「つくば市文化芸術振興基本条例」を制定し、平成 19 年 4 月には「つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針（前期）」（以下「基本方針」という）を策定しました。また、平成 25 年 9 月には内容の見直しを行い（後期）、文化芸術の振興に関する施策に取り組んできました。「基本方針」では条例に掲げた文化芸術振興施策を推進するため、前回の改定から 5 年後に改めて評価を行い、諸情勢の変化に応じて柔軟かつ適切に見直しを行うことがうたわれています。

また、平成 30 年 2 月に、つくば市は、SDGs（持続可能な開発目標）に基づいた「持続可能都市ビジョン」を公表し、同年 9 月には「つくば市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」という包摂の精神の達成にあたり、多様性を受け入れる社会の土壌を形成する文化芸術の力は必要不可欠です。

このような環境を踏まえ、つくば市は新たに「つくば市文化芸術推進基本計画」を策定し、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を継続して、計画的に推進していきます。



2. 国の動向

平成 29 年 6 月に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の創造、発展、継承及び教育に活用することが明記されています。

また、平成 30 年 3 月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」では、今後の文化芸術政策の目指すべき姿が以下のように定められています。

- 目標 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- 目標 2 創造的で活力ある社会
- 目標 3 心豊かで多様性のある社会
- 目標 4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

3. 茨城県の動向

平成 27 年 12 月、県民一人一人が主役となって、茨城県文化のより一層の振興を図ることを目指し「茨城県文化振興条例」を定めました。

また、平成 29 年 3 月には文化振興の具体的推進を図るための部門別計画として「茨城県文化振興計画」を定めました。

○目標

県民一人ひとりが主役
文化が創る・つなぐ「人と地域が輝く いばらき」

○基本的施策

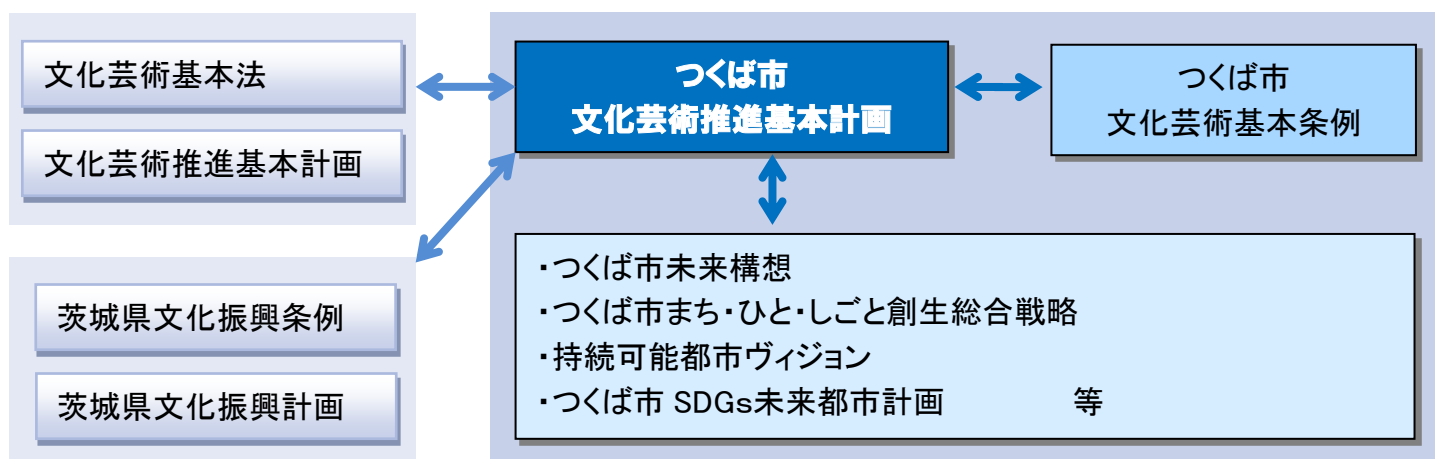
- ・人材の育成等
- ・文化の振興
- ・文化的資産の活用等
- ・文化活動の充実
- ・文化活動の支援体制の充実等
- ・いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化の向上



4. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は「つくば市文化芸術基本条例」に則って策定し、本市の既存関連計画及び国や茨城県等の法や計画との整合性に配慮します。



(2) 計画期間

本計画は、国の文化芸術推進基本計画の計画期間に合わせ、2018年度から2022年度までとします。以降、社会情勢等の外部環境の変化を踏まえて5年ごとに見直しを行います。

(3) 計画の対象範囲

文化芸術基本法およびつくば市の特性を考慮し、本計画では、以下の分野を「文化芸術」の対象範囲とします。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能(伝統芸能を除く)	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術



Ⅱ 文化芸術推進の現状と課題

平成25年9月に見直しを行った「つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針」で位置付けた5つの基本的施策について、これまでの取組状況を以下の通り整理・検証します。

(1) つくば市の文化芸術振興支援体制の確立

つくば市は文化芸術の振興に関連する政策への全庁的な取組の強化を図るとともに、文化芸術振興支援体制を確立し、より一層の充実を目指しました。

【現状】

- ・ 市長部局の文化芸術課が総合的な文化芸術の企画調整部門の窓口となり、教育局の文化財課が文化財関係を担当している。
- ・ (公財) つくば文化振興財団と連携した芸術文化事業を行っている。

【課題】

- ・ 文化芸術課と文化財課の連携を強化し、伝統文化関係を含めたより総合的な文化芸術振興を図る必要がある。
- ・ 民間事業者と連携した施策展開について、より積極的に取り組む必要がある。
- ・ 文化芸術振興を図る基金の設立などを検討することが望ましい。
- ・ 文化芸術施策について、市民の意見を反映する仕組みを構築することが望ましい。

第12回つくばで第九





(2) 市民の文化芸術活動の活性化

文化芸術の鑑賞をはじめ、創作・体験活動を行う市民の裾野の拡大を図るとともに、活動環境の発展のために、つくば市は以下の取組を推進しました。

【現状】

- ・音楽、古典芸能、演劇、落語、ダンス、美術等の芸術文化事業を開催し、鑑賞機会の充実を図っている。
- ・国際的に著名なアーティストを招へいし、「つくば国際音楽祭」を開催している。
- ・市民参加型事業として、「市民文化祭」では市内7会場で市民の発表機会を提供し、「つくばで第九」では、市民がプロの特別オーケストラやソリストと共演し、年末の風物詩として認知されている。
- ・芸術文化事業の体験型事業として、「夏休みアート・デイキャンプ」やワークショップを実施し、多くの子ども達が参加しており、作品展や表彰を行っている。
- ・教育委員会が、小中学校を対象に、芸術鑑賞事業を実施している。
- ・公演の内容によって学生割引を実施している。
- ・「チャレンジアートフェスティバル」にて障害者の社会参加促進事業を行っている。
- ・アイラブつくばまちづくり補助金や国県等の助成制度を団体等に紹介している。
- ・市広報紙やホームページ、出先機関へのチラシ配布等による情報配信を行っている。
- ・「つくばメディアアートフェスティバル」を筑波大学と協働で実施し、海外作家の作品を特別展示している。芸術文化事業では、「夏休みアート・デイキャンプ」、「はじめての音楽会」を筑波大学と協働で実施している。
- ・文化協会への補助金交付及び市民文化祭参加団体への助成金交付を実施している。
- ・文化芸術団体の作品展を庁舎内で実施している。
- ・文化団体登録や生涯学習指導者登録を活用し、人材の紹介を行っている。
- ・市民文化祭において、姉妹都市交流事業で行った子どもの絵画等を展示している。
- ・高エネルギー加速器研究機構と協働で、コンサートを開催している。
- ・「つくばショートムービーコンペティション」を筑波学院大学、筑波都市交通センターと協働で実施している。

【課題】

- ・「市民文化祭」について、体験教室等の参加型イベントや、子ども達の作品展を増やし集客につなげることが課題となっている。
- ・「つくばで第九」について、参加者の増加を図ることが課題となっている。
- ・公演の内容等によっては、託児サービスを検討することが望ましい。
- ・文化芸術団体等への支援強化策を検討する必要がある。
- ・各種事業展開のための費用捻出が課題となっている。
- ・文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援が課題となっている。



(3) 文化資源・施設の整備と活用

つくば市の歴史的背景や文化的特色をいかした地域づくりを、教育・福祉・観光・産業振興等に活用していくため、その方策や課題について、関係機関と連携協議を積極的に図りました。また、市内に居住する人材や現在実施されている種々の文化芸術事業、さらには市内全域にある文化施設を有効に活用し、地域全体を文化芸術振興のステージとして活性化させることで、文化芸術都市としてのつくばを目指しました。

【現状】

- ・茨城県つくば美術館を利用して、「つくばメディアアートフェスティバル」、「夏休みアート・デイキャンプ作品展」、「つくば美術展」を実施している。
- ・大学関連の施設利用として、「夏休みアート・デイキャンプ」を筑波大学と連携し大学構内で実施している。
- ・つくばエクスプレスや圏央道の開通でつくばへのアクセスが向上している。
- ・自然と共存する都市景観の創出事業として、筑波山の麓で野外美術展「アートセッションつくば」を実施している。

【課題】

- ・文化施設の改修や整備を計画的に進め、利用者が安全で安心して利用できる環境を維持する必要がある。
- ・平沢官衙遺跡歴史ひろばや小田城跡歴史ひろば、中央公園のさくら民家園などの施設の改修や整備が課題となっている。
- ・伝統文化、芸能団体の実態把握が課題となっている。

ノバホール



つくばカピオ





(4) 文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供

市民の活発な文化芸術活動を促すとともに、つくばの魅力をアピールし、内外との交流を発展させていくために、つくば市は文化芸術に関連する各種情報の収集及び市民への積極的な提供に努めました。

【現状】

- ・つくば市内での文化芸術団体の活動状況を把握し、その情報を提供する事業として「つくば市文化芸術団体情報登録事業」を実施し、フェイスブック等で広く周知している。
- ・広報紙やホームページ、フェイスブック等で文化芸術情報を発信している。
- ・地域情報紙やラヂオつくばでの広報等を実施し、広く提供している。

【課題】

- ・文化芸術団体について、より一層の情報収集を図りつつ、その把握だけでなく、活用についても検討していく。

(5) 公益財団法人つくば文化振興財団との連携支援

(公財)つくば文化振興財団については、これまでに蓄積してきた数々のノウハウを財団法人つくば都市振興財団から受け継ぐだけでなく、芸術文化に特化した財団として、よりつくばに根ざした、特色ある芸術文化事業を展開しています。つくば市では、当財団との協力関係をさらに深め、連携支援を目指しました。

【現状】

- ・財団との連携により、「つくば市芸術文化事業」として、音楽、演劇、芸能等の公演や、「つくばで第九」などといった市民参加型の取組を行っている。
- ・ホームページを充実させ、チラシ等と合わせ広く情報提供している。

【課題】

- ・より質の高い、つくば独自の芸術文化事業の実施が求められる。



Ⅲ 文化芸術推進の基本的方向

1. 基本理念「アートで編む」

文化芸術は私たちに「問い」を与えてくれます。「自分とは何か」「他者とは何か」「社会とは何か」…様々な疑問を投げかけてくれます。私たちは、すべての答えが正解になる「問い」を考え続ける中で、「自分」を見つけ、「自分」とは違う「他者」を見つけ、また「自分」も「他者」も認めることができるようになります。

日本語で「芸術」と訳される「art (アート)」という言葉の語源は、ラテン語の「ars (アルス)」にさかのぼります。「自然」の対義語として、人の「技」や「技術」を表していました。文化芸術は人間にしか生み出せないものであり、また、人間に影響を与えていくものです。

文化芸術を鑑賞し、創造し、その恩恵を享受することは、年齢・国籍・経済的事情等にかかわらず等しく、すべての人にとって欠かすことができません。

文化芸術のもつ多様性の対象は、人間の感性・精神性・思考に留まらず、福祉・教育・産業・国際交流等の関連分野をも包括し、これらと有機的に結びつくことで、イノベーションを起こすきっかけとなります。

「わたし」と「あなた」、「行政」と「市民」、「大学」と「研究機関」など、異なる主体や立場がそれぞれ文化芸術に取り組み、時に連携し、つながること。

「自然」「科学」「国際交流」など、つくば市の多面的な魅力を、文化芸術の力で有機的に結びつけ、新しい価値を創造すること。

つくば市は、文化芸術によって、1本1本の素晴らしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織ることを目指します。



2. 基本的方向

基本理念の実現に向けて、施策の基本的方向を設定します。

基本的方向① 文化芸術を創造するまち「つくば」

つくば市民が生活の一部として文化芸術に親しめるように、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、また、自ら参加して創作できるような環境整備を進めます。さらに、文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援などを展開することで「文化芸術を創造するまち つくば」を目指します。

基本的方向② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」

つくば市には、古くから続く集落や街並み、筑波研究学園都市の核となる研究学園地区、つくばの開発シンボルであるつくばセンター地区などがあり、それぞれに特色のある歴史や文化があります。また、留学生をはじめ海外からの研究者やその家族など多くの外国人が居住しています。これら個性の伸長と融合を図り、「多様な文化と伝統が調和するまち つくば」を目指します。

基本的方向③ 新しい文化を創出するまち「つくば」

つくば市は、既存の資源にとらわれず、未来を模索する科学やスタートアップ産業に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果を狙い、イノベーションを生み出す「新しい文化を創出するまち つくば」を目指します。

基本的方向④ 自然が感性を培うまち「つくば」

筑波山は広域にわたる住民の郷土文化の形成に深くかかわってきました。また、豊かで美しい自然は、人々の感性を育ててきました。各種の市民活動や市の施策展開において、自然との調和、共生の視点を踏まえて、貴重な環境資源を守り、「自然が感性を培うまち つくば」を目指します。

基本的方向⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」

つくば発の文化芸術について、文化芸術施策を展開するプラットフォームの形成や文化施設の整備と活用、文化芸術情報の収集と提供などにより「文化芸術を実践するまち つくば」を目指します。



IV 文化芸術推進の基本施策

文化芸術推進の基本施策を以下のとおり設定します。





1. 文化芸術を創造するまち「つくば」

(1) 文化芸術に接する機会の拡充

「つくば国際音楽祭」や芸術文化事業など、市民が音楽、演劇、舞踊、古典芸能から現代アートまで幅広い分野にわたる優れた芸術作品に触れ、楽しむ鑑賞機会の充実を図ります。また、文化芸術の本質的な価値を伝えるため、鑑賞者の理解、育成等を目的とした文化芸術関連ワークショップの開催を図ります。

「市民文化祭」や「つくばで第九」など、市民が参加できる事業の充実と多様化を図る一方で、市民自らが主体的に取り組む文化芸術の創造、表現活動を積極的に推奨し、推進していきます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・鑑賞機会の充実・鑑賞者向けワークショップの充実・市民参加型事業の充実と多様化・市民主体の文化芸術活動の推進	文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課

(2) すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

年齢、国籍、障害の有無、経済的な事情または居住する地域等によらず等しく、すべての人が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造し、この恩恵を受けられる環境づくりを行います。

具体的には、「夏休みアート・デイキャンプ」、「豊かな心育成事業」など児童、生徒等の文化芸術体験および鑑賞活動を推進するとともに託児サービスや学生割引など世代に合わせた付加サービスの充実を図ります。

「チャレンジアートフェスティバル」をはじめ、障害者等が文化芸術の場において才能を発揮する機会を提供することで、障害者等の生活の質の向上を目指すとともに、相互理解や受容性を育みます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・児童、生徒等の文化芸術体験活動の推進・児童、生徒等の文化芸術鑑賞活動の推進・世代に合わせた付加サービスの充実・文化芸術による障害者等の生活の質の向上	文化芸術課 文化芸術課・教育総務課 文化芸術課 障害福祉課・文化芸術課



(3) 文化芸術に資する人材の育成と活用

つくばで活躍する芸術家を支援するとともに、つくばで芸術家を目指す若い世代と、その指導者の育成を図ります。また、(仮称)つくば文化芸術賞、文化芸術振興功労賞等の新設と、各選考委員会の設置などにより、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した人を顕彰します。

質の高い文化芸術活動に欠かせない文化施設や文化芸術団体の経営者、企画・広報やマーケティング等に従事するアートマネジメント人材、舞台技術者・技能者、美術館等における学芸員、文化芸術活動ボランティアなど、文化芸術に資する人材の育成と活用を推進します。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成・各種文化芸術を担う人材育成事業の推進・(仮称)つくば文化芸術賞の設置・文化芸術振興功労賞等の創設・文化芸術活動ボランティアの育成	文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課

子供のためのシェイクスピア「ロミオとジュリエット」





2. 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」

(1) 地域に根付いた伝統の継承

つくばに根付く、歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承します。つくば市の歴史や文化財を学ぶ伝統文化教育を推進し、次代を担う子ども達へ伝えます。また、市内の民俗芸能のうち、重要なものを無形民俗文化財として指定して支援し、未指定の民俗芸能も活躍の場を提供して保護や継承を図ります。平沢官衙遺跡、小田城跡をはじめとした文化財等や民家園など、つくば市にある文化資源を保存していくとともに、郷土に対する理解を深める憩いの環境を提供し、観光誘客イベントなどで、観光資源としても活用していきます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none"> 文化財等の保存と有効活用 郷土の伝統文化、芸能の保護・継承 文化資源活用事業の充実 	文化財課・生涯学習推進課 文化財課・文化芸術課 文化芸術課・観光推進課

(2) 多文化共生による文化芸術の振興

地域における異文化理解と多文化共生社会の促進に向けて、文化芸術を通じた市民の相互理解、訪日外国人観光の促進につなげます。

「国際交流フェア」や姉妹都市との文化交流を実施し、市民の異文化理解の機会を提供・拡充するとともに、多言語での情報提供により、在留外国人の方にも公演情報等を広く正確に告知していきます。国際会議など、海外から多くの来訪者がある機会において、つくば市の文化芸術を積極的にPRします。また、アーティストがつくば市に一定期間滞在して、市民や地域と相互に刺激を受けながら文化芸術の創造・制作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスを促進します。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会の促進 多言語による情報提供 国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立 つくばの多様な魅力の世界への発信 アーティスト・イン・レジデンスの促進 	国際交流室 国際交流室 文化芸術課・国際交流室 文化芸術課・国際交流室 文化芸術課



3. 新しい文化を創出するまち「つくば」

(1) 科学と融合した文化芸術の振興

つくば市の強みであり地域資源である「科学」と芸術との融合による新たな文化芸術の振興を図ります。

メディア芸術など新たな文化芸術は、制作する立場に立って初めて意図のわかるものも多くあります。このようなワークショップを充実させることによって、鑑賞者の理解、育成等を促進していきます。加えて、つくば発の芸術家等の新たな取組に対する支援を強化します。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな文化芸術の推進 ・ 新たな文化芸術関連ワークショップの充実 ・ つくば発の、新たな文化芸術を創造する芸術家への支援強化 	文化芸術課・科学技術振興課 文化芸術課 文化芸術課

(2) 文化芸術によるイノベーションの創出

つくば市の文化芸術資源の価値創造に向けて、新たなビジネスモデルの創出や産業と市場の育成、他分野への活用を図ることなどにより文化芸術自体のイノベーションを実現します。食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進をはかるとともに、それらを支えるクリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを推進し、地域の活性化につなげます。また、スポーツも人々の文化活動から生まれたものです。スポーツを「する」だけでなく「みる」、「ささえる」ことも個人の身体・精神・社会活動に大きな影響を与えます。これらの活動を促進することで、まち全体を活性化させることに繋がります。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業との連携による文化芸術の発展 ・ クリエイティブ産業による人材育成及び地域の活性化 ・ 食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進 ・ スポーツ文化による地域の活性化 	文化芸術課・産業振興課・スタートアップ推進室 産業振興課・スタートアップ推進室 産業振興課・スタートアップ推進室・観光推進課 スポーツ振興課・文化芸術課



4. 自然が感性を培うまち「つくば」

(1) 自然との共生による文化芸術の振興

筑波山を筆頭とするつくばの豊かで美しい自然との共生による文化芸術の振興を図り、自然環境を活かした文化芸術事業の展開や、都市景観の創出を実現させます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・自然環境との共存を図る事業の充実・自然と共存する都市景観の創出	文化芸術課 都市計画課

5. 文化芸術を実践するまち「つくば」

(1) プラットフォームの形成

多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能な文化芸術を推進するためのプラットフォーム形成を図ります。

現在実施している「つくば市文化芸術団体情報登録事業」をより具体的に活用し、文化芸術団体の活躍の場を提供します。また、市が行う芸術文化事業について評価機能を設け、文化芸術専門組織や専門職員等を充実するなど、より創造的でつくば独自の魅力あるものになるよう推進します。廃校利用等により文化芸術創造拠点を形成し、あらゆる文化芸術活動のバックアップを目指すと同時に、つくば発の文化芸術のアーカイヴ構築を目指します。加えて、市民がより主体的に文化芸術を創造・表現する環境を整えるとともに、つくば市から次代の文化芸術を担うアーティストを輩出するため、新しい支援制度を構築します。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成・文化芸術創造拠点の形成・つくば発の文化芸術のアーカイヴの構築・市、教育委員会（学校含む）、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築・文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築	文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課・教育総務課・ 産業振興課 文化芸術課



(2) 文化施設の整備と活用

文化芸術の創造の場とともに、保存・継承、交流拠点など幅広い役割を果たしている文化施設の整備と活用を進めます。

具体的には、つくばカピオ、ノバホール、中央図書館、市民ホール、地域交流センター、ふれあいプラザ、アルスホール、つくば市民ギャラリー等の適切な整備・管理・運営に努めます。

また、茨城県つくば美術館、国際会議場など県の文化施設や大学関連施設・民間施設等との連携により文化芸術活動の拠点の充実を図ります。

加えて、「つくばペデカフェプロジェクト」など、公共空間の活用による賑わい創出に努めます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">つくば市の文化施設の整備と活用県の文化施設、大学関連施設及び市内の民間施設等との連携強化公共空間の活用によるにぎわい創出	文化芸術課・中央図書館 文化芸術課・中央図書館 文化芸術課・学園地区市街地振興室

(3) 文化芸術情報の収集と提供

文化芸術に関する情報の収集と提供に努め、市民の活発な文化芸術活動を促すとともに、つくばの魅力をもPRし、内外との交流につなげます。

具体的には、市内で行われている文化芸術活動の情報収集に努めるとともに、ケーブルテレビや地域情報誌、つくば市の広報紙やホームページを活用して、積極的な情報提供を行います。

また、ソーシャルネットワークサービスやポスター、チラシの活用などによる情報発信・拡散にも努めます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">つくば市内の文化芸術活動情報の収集ケーブルテレビ、地域情報誌等の有効活用市の広報媒体の有効活用ソーシャルネットワークサービスの有効活用つくば市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供	文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課・広報戦略課 文化芸術課 文化芸術課



V 実現に向けた推進体制

1. 推進体制

(1) つくば市の役割

市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めることが求められます。

そのためには、本計画に則り、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及び支援を行う必要があります。

(2) 文化芸術活動を行う団体等の役割

文化芸術活動を行う団体等は、つくば市の文化芸術をリードするとともに、次世代の芸術家を育てていく役割が求められます。日々の活動の成果を発表する場である、演奏会、発表会、展示会などを関係機関等と連携・協力しながら実施するなど、市民が文化芸術に触れる機会を積極的に後押しすることが期待されます。

(3) 公益財団法人つくば文化振興財団の役割

(公財)つくば文化振興財団には、広く文化芸術の振興に資する諸事業を行い、公益法人としてつくば市の発展に貢献することが求められます。つくば市や他の文化芸術団体等との連携強化を図りながら、より質の高いつくば独自の芸術文化事業を展開する役割が期待されます。

(4) 企業・事業者の役割

企業・事業者も文化芸術活動を担う地域の一員であり、日常的な経済活動や社会貢献活動を通じて文化芸術振興に貢献することが求められます。従業員の文化芸術活動参画を理解するとともに、民間ならではのノウハウや資源を活かした支援を展開する役割が期待されます。

(5) 大学・研究機関等の役割

つくば市の地域特性である市内に立地する大学・研究機関等は、その専門性を活かした文化芸術活動の振興支援を担う役割が求められます。関係機関と連携した事業展開を図るとともに、自らが主体となった特色のある文化芸術事業を実施することが期待されます。



2. 計画の指標

本市が目指す「アートで編む」の実現に向けて、自己評価をするとともに、次に掲げる評価指標を本計画における数値目標として定めます。施策全体の成果を判断する指標として活用し、本計画の取り組みを進めます。なお、個別の施策については、見直しの際に個別に評価するものとします。

成果指標	現状	目標
文化芸術振興の現状についての満足度* ¹	(2017年度) 43.1%	(2021年度) 44.9%

* 1 : 「つくば市民意識調査」の結果を反映

成果指標	現状	目標
基本施策に係る満足度* ²	(2018年度)	(2022年度)
文化芸術に接する機会の拡充	26.1%	28.1%
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	23.0%	25.0%
文化芸術に資する人材の育成と活用	12.0%	14.0%
地域に根付いた伝統の継承・発展	17.0%	19.0%
多文化共生による文化芸術の振興	24.1%	26.1%
科学と融合した文化芸術の振興	21.0%	23.0%
文化芸術によるイノベーションの創出	12.8%	14.8%
自然との共生による文化芸術の振興	19.7%	21.7%
プラットフォームの形成	11.0%	13.0%
文化施設の整備と活用	29.4%	31.4%
文化芸術情報の収集と提供	18.2%	20.2%

* 2 : 「文化芸術に関する市民意識調査」の結果を基本施策ごとに反映



資料編

1. つくば市文化芸術振興基本条例

平成 16 年 9 月 29 日

条例第 35 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 基本方針(第4条)

第3章 文化芸術の振興に関する施策(第5条・第6条)

第4章 つくば市文化芸術振興審議会(第7条—第13条)

附則

つくば市は、名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあつて、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化をはぐくみつつ、新たな国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。

文化は人間の生活を豊かにするものであり、芸術は心に感動を与えるものである。文化芸術の創造と享受は、人の営みに不可欠であり、市民相互の心のふれあいを促進するものである。

今、私たち市民にとって、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは重要な課題である。

よつて、ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もつて心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たつては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たつては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たつては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たつては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たつては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、文化芸術の振興に関し、つくば市の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興の基本的方向

(2) 文化芸術の振興に関する基本的施策

(3) その他文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進に関し必要な事項



- 3 市長は、基本方針を策定するに当たっては、つくば市文化芸術振興審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、基本方針の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。
- 5 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する施策

(文化芸術の振興に関する施策)

第5条 市は、基本方針に基づき、文化芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第6条 市は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第4章 つくば市文化芸術振興審議会

(審議会の設置)

第7条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、つくば市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第9条 審議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

(平 30 条例 37・一部改正)

(委員)

第10条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 文化芸術に関し優れた識見を有する者

(2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平 30 条例 37・一部改正)

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(平 17 条例1・平 21 条例 38・一部改正)

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 38 号)

この条例は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。



2. つくば市文化芸術振興審議会

(1) つくば市文化芸術振興審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等
会長	太田 圭	国立大学法人筑波大学 芸術系長
副会長	相澤 久志	つくば市文化協会 会長
委員	赤松 洋子	つくば子ども劇場 元事務局長
委員	宇津野 茂樹	公益財団法人つくば文化振興財団 常務理事
委員	江渡 浩一郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人間拡張研究センター 主任研究員
委員	篠原 光子	特定非営利活動法人つくばアートセンター 代表
委員	関 正樹	関彰商事株式会社 代表取締役社長
委員	塚原 正彦	筑波学院大学 経済情報学部教授
委員	仏山 輝美	国立大学法人筑波大学 芸術系教授
委員	柳瀬 敬	特定非営利活動法人自然生クラブ 施設長
市民委員	三浦 一憲	まちかど音楽市場 代表
市民委員	守屋 俊甫	健幸エンターテイメント株式会社 代表取締役
市民委員	山崎 誠治	研究学園グリーンネックレスアートの会 主宰



(2) 開催記録

	日時	主な審議内容
第1回審議会	平成30年7月13日	<ul style="list-style-type: none">・開会・市長挨拶・人事発令通知書の交付・自己紹介・正副会長の選出・諮問・つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針の改定について
第2回審議会	平成30年9月21日	<ul style="list-style-type: none">・開会・市長挨拶・人事発令通知書の交付・自己紹介・つくば市文化芸術推進基本計画の構成について・つくば市文化芸術推進の基本的方向について
第3回審議会	平成30年11月6日	<ul style="list-style-type: none">・開会・文化芸術に関する市民意識調査中間報告・基本計画の主要施策について・基本計画の実現に向けた推進体制について・つくば市文化芸術振興基本条例の改正について・今後のスケジュールについて
第4回審議会	平成30年12月4日	<ul style="list-style-type: none">・開会・基本計画の最終確認について・つくば市文化芸術振興基本条例の改正について・今後のスケジュールについて

つくば市文化芸術推進基本計画

平成31年 月

つくば市

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL:029-883-1111(代)

つくば市文化芸術推進基本計画(案) 施策体系

